

令和 3 年 9 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

も く じ

| | | |
|---------|---|----|
| ・議案第59号 | 大東市市税条例----- | 1 |
| ・議案第60号 | 大東市立認定こども園条例 (附則改正) | |
| | 大東市立保育所条例----- | 5 |
| | 大東市立幼稚園条例----- | 5 |
| | 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担に関する条例----- | 7 |
| ・議案第61号 | 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例----- | 9 |
| ・議案第62号 | 大東市立自転車・自動車駐車場条例----- | 19 |

議案第59号

大東市市税条例 新旧対照表

| 新 |
|--|
| 第1条 ～ 第23条 (略) (個人の市民税の非課税の範囲) |
| 第24条 (略) |
| 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 <u>(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u> の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額 (その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額) 以下である者に対しては、均等割を課さない。 |
| 第25条 ～ 第36条の3の2 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) |
| 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、扶養親族 <u>(年齢16歳未満の者に限る。)</u> を有する者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 |
| (1) ～ (3) (略) |
| 2 ～ 5 (略) |
| 第36条の4 ～ 第145条 (略) |

主要改正点

- ・ 個人住民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直したこと。

| 旧 |
|---|
| 第1条 ～ 第23条 (略) (個人の市民税の非課税の範囲) |
| 第24条 (略) |
| 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額 (その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額) 以下である者に対しては、均等割を課さない。 |
| 第25条 ～ 第36条の3の2 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) |
| 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、扶養親族 <u>(控除対象扶養親族を除く。)</u> を有する者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 |
| (1) ～ (3) (略) |
| 2 ～ 5 (略) |
| 第36条の4 ～ 第145条 (略) |

新

附 則

第1条 ～ 第4条の2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 ～ 3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第6条の2 ～ 第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 ～ 23 (略)

24 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 (略)

26 (略)

第10条の3 ～ 第29条 (略)

旧

附 則

第1条 ～ 第4条の2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 ～ 3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第6条の2 ～ 第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 ～ 23 (略)

24 (略)

25 (略)

第10条の3 ～ 第29条 (略)

議案第60号

大東市立保育所条例
 大東市立幼稚園条例
 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
 に関する条例

| 新 | | |
|-------------|-----|-------------|
| (大東市立保育所条例) | | |
| 本則 (略) | | |
| 別表 (第2条関係) | | |
| 名称 | 所在地 | 定員 |
| 大東市立南郷保育所 | (略) | <u>180人</u> |
| 大東市立野崎保育所 | (略) | <u>130人</u> |
| (大東市立幼稚園条例) | | |
| 本則 (略) | | |
| 別表 (第2条関係) | | |

主要改正点

- ・大東市立北条こども園の設置に伴い、大東市立北条保育所及び大東市立北条幼稚園を廃止したこと。(大東市立保育所条例及び大東市立幼稚園条例)
- ・利用者負担額の徴収を行う場合に市立認定こども園において教育・保育給付認定子どもに対し、教育又は保育を行った場合を加えたこと。(大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例)

新旧対照表

| 旧 | | |
|------------------|----------------------|-----------------------|
| (大東市立保育所条例) | | |
| 本則 (略) | | |
| 別表 (第2条関係) | | |
| 名称 | 所在地 | 定員 |
| <u>大東市立北条保育所</u> | <u>大東市北条三丁目9番18号</u> | <u>人</u> <u>90</u> |
| 大東市立南郷保育所 | (略) | <u>180</u> |
| 大東市立野崎保育所 | (略) | <u>130</u> |
| (大東市立幼稚園条例) | | |
| 本則 (略) | | |
| 別表 (第2条関係) | | |

新

| 名称 | 位置 | 定員 | |
|-----------|-----|-----|-----|
| | | 4歳児 | 5歳児 |
| 大東市立諸福幼稚園 | (略) | (略) | (略) |

(大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例)

第1条 ～ 第3条 (略)

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、教育・保育給付認定子どもに対し、市立保育所（大東市立保育所条例（昭和37年条例第3号）に規定する保育所をいう。以下同じ。）において保育を、市立認定こども園（大東市立認定こども園条例（令和 年条例第 号）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）において教育又は保育を行ったときは、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から利用者負担額を徴収するものとする。

2 (略)

(利用者負担額の通知)

第5条 市長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、教育・保育給付認定保護者及び特定教育・保育施設（市立保育所、市立認定こども園及び特定保育所を除く。）又は特定地域型保育事業者に通知しなければならない。

第6条 (略)

旧

| 名称 | 位置 | 定員 | |
|------------------|----------------------|------------|------------|
| | | 4歳児 | 5歳児 |
| 大東市立諸福幼稚園 | (略) | (略) | (略) |
| <u>大東市立北条幼稚園</u> | <u>大東市北条五丁目6番52号</u> | <u>70人</u> | <u>80人</u> |

第1条 ～ 第3条 (略)

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、市立保育所（大東市立保育所条例（昭和37年条例第3号）に規定する保育所をいう。以下同じ。）において教育・保育給付認定子どもに対して保育を行ったときは、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から利用者負担額を徴収するものとする。

2 (略)

(利用者負担額の通知)

第5条 市長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、教育・保育給付認定保護者及び特定教育・保育施設（市立保育所及び特定保育所を除く。）又は特定地域型保育事業者に通知しなければならない。

第6条 (略)

議案第61号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

| 新 |
|----------------------|
| 目次 |
| 第1章 ～ 第3章 (略) |
| <u>第4章 雑則 (第53条)</u> |
| 附則 |
| 第1条 ～ 第4条 (略) |
| (内容及び手続の説明及び同意) |
| 第5条 (略) |

主要改正点

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

| 旧 |
|--|
| 目次 |
| 第1章 ～ 第3章 (略) |
| 附則 |
| 第1条 ～ 第4条 (略) |
| (内容及び手続の説明及び同意) |
| 第5条 (略) |
| <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u> |
| <u>(1) 電子情報処理組織（特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> |
| <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> |
| <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利</u> |

新

第6条 ～ 第37条 (略)
(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

第39条 ～ 第41条 (略)
(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 (略)
(1) ～ (2) (略)

旧

用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第6条 ～ 第37条 (略)
(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

第39条 ～ 第41条 (略)
(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 (略)
(1) ～ (2) (略)

新

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 ～ 9 （略）

第43条 ～ 第52条 （略）

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

旧

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 ～ 9 （略）

第43条 ～ 第52条 （略）

新

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得につい

旧

新

て準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

旧

議案第62号

大東市立自転車・自動車駐車場条例 新旧対照表

| 新 | | | | | | |
|-------------------|--------------------------|---|-------------|---------|---------------|-------------|
| 本則 (略) | | | | | | |
| 別表第1 (第3条、第4条関係) | | | | | | |
| 名称 | 位置 | 開場時間 | 駐車車両 | | | |
| 大東市立野崎駅西自転車駐車場 | 大東市南津の辺町24番及び大東市野崎一丁目14番 | <u>自転車に係る屋外の駐車場にあつては終日、原動機付自転車に係る駐車場及び自転車に係る屋内の駐車場にあつては午前4時30分から翌日午前1時30分まで</u> | (略) | | | |
| 別表第2 (第9条関係) | | | | | | |
| 1 自転車駐車場の駐車に係る使用料 | | | | | | |
| 名称 | 自転車 | | | 原動機付自転車 | | |
| | 定期駐車 | | 一時駐車 | 定期駐車 | | 一時駐車 |
| 大東市立野崎駅西自転車駐車場 | 1月 | <u>2,200円</u> | <u>150円</u> | 1月 | <u>3,300円</u> | <u>250円</u> |
| | 3月 | <u>6,300円</u> | | 3月 | <u>9,000円</u> | |
| 備考 | | | | | | |

主要改正点

- ・大東市立野崎駅西自転車駐車場の位置を変更したこと。

| 旧 | | | | | | | |
|-------------------|-------------------------------------|-----------|---------------|---------------|-----------|---------------|-------------|
| 本則 (略) | | | | | | | |
| 別表第1 (第3条、第4条関係) | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | 開場時間 | 駐車車両 | | | | |
| 大東市立野崎駅西自転車駐車場 | 大東市南津の辺町24番、大東市野崎一丁目14番及び大東市深野三丁目1番 | <u>終日</u> | (略) | | | | |
| 別表第2 (第9条関係) | | | | | | | |
| 1 自転車駐車場の駐車に係る使用料 | | | | | | | |
| 名称 | 自転車 | | | 原動機付自転車 | | | |
| | 定期駐車 | | 一時駐車 | 定期駐車 | | 一時駐車 | |
| 大東市立野崎駅西自転車駐車場 | 屋根 | 1月 | <u>1,600円</u> | <u>150円</u> | 1月 | <u>3,300円</u> | <u>250円</u> |
| | 無し | 3月 | <u>4,500円</u> | | | | |
| | 有り | 屋根 | 1月 | <u>2,200円</u> | <u>3月</u> | <u>9,000円</u> | |
| | | 有り | 3月 | <u>6,300円</u> | | | |
| 備考 | | | | | | | |

新

1 ～ 2 (略)

3 大東市立野崎駅西自転車駐車場において、定期駐車券を紛失又は破損したときは、定期駐車券の再発行に係る実費負担分として、1,000円を徴収する。

2の表 ～ 3の表 (略)

旧

1 ～ 2 (略)

2の表 ～ 3の表 (略)

| |
|-------|
| 印刷物番号 |
|-------|

| |
|---------|
| 3 - 3 9 |
|---------|